原著論文

高校の部活動における体罰経験と体罰に対する評価をめぐって^{注1)}
- 仙台大学の場合と他大学による調査との比較研究 -

平田 忠 小松 恵一

Tadashi Hirata and Keiichi Komatsu: A study on the experience of physical punishment during extracurricular sports activities at high school and the evaluation on the punishment - Comparison between the case of Sendai University and the preceding studies : Bulletin of Sendai University, 48 (2): 23-36, March, 2017.

Abstract: A research on the physical punishment by managers or coaches during extracurricular sports activities in senior high school was carried out using a questionnaire. Subjects of the research were students of Sendai University, whose major was sports science. The students were asked whether they had recieved physical punishment during sports activities at senior high school. In the case where they answered in the affirmative, they were asked about the frequency and content of the punishment, what they felt, and how they evaluate it at the present moment, etc. Also all the subjects were questiond whether they approve the physical punishment in specific situations of sports activities. The data were obtained from 631 students.

The results of the research can be summarized as follows. 1) About 14.5% of the subjects replied that they had suffered physical punishment 2) The percentage of those who received physical punishment was higher for the subjects who had higher performance level. 3) Only 3% of the subjects approved physical punishment and about 40% of them answered that physical punishment can be necessary according to the circumstances, while more than a half of the respondents disapproved it. 4) The percentages of dsapproval for physical punishment were highest in the subjects who had never practiced sports activities at senior high school, lower in those who had not experienced physical punishment in sports activities, and lowest in the subjects who suffered it. These results were analyzed in relation to the data on the same topic of preceding studies.

Key words: sports, formal education, value judgements, attitude キーワード: スポーツ, 学校教育, 価値観, 態度

I. はじめに

体罰は、普遍的な現象であるとみなしてよい. 上位者と下位者、命令と服従の関係があるとき、 そこに体罰の可能性はいつも存在する. 世界中 の国家で、とくに過去において体罰は行われて きたのである. それが徐々に, とくに第二次世界大戦後の民主的な規範を共有する国家においては, 体罰は非難の対象となってきており, 現在においては体罰は許されないとする傾向が一段と強まってきているわけである. ^{注2)} しかし、体罰問題は、ときおりマスコミにも取り上げら

れ、日本ではいまだ根絶していない状況があるようである.

では、体罰問題にたいしてどのようなアプ ローチがありうるであろうか。他のあらゆる社 会現象と同様に体罰は、さまざまな契機の集約 点として現れる複雑な現象であるとみなすこと ができる. 人間対人間の直接的な関係において 体罰は生起するわけであるから、そこにはまず 個人間の(とくに教師対生徒の)身体的・心理 (学) 的ダイナミズムがある. そのダイナミズ ムを支えている状況もまた重要な契機であり, 本論文ではそれはもっぱらスポーツの部活動と いうことになる. さらには、その部活動は学校 で行われていることが多いため、特定の学校の 教育状況, また, 広く日本の教育状況, 教育体 制とも関係している. より広範囲に考えれば, 日本社会のなかにある親子関係あるいは人間関 係一般もまた作用している、とも考えられる. それはまた、教育制度、スポーツ制度、法的規 制の歴史、あるいは文化の歴史も背景要素とし て指摘できるだろう. また. 倫理的な問題とし ても考察可能である. 本論文は、そうしたさま ざまな契機に言及することになるであろう引き 続く研究の端緒を成すものである。

学校教育における体罰は、もちろんスポーツ関係部活動に限定されてはいない。文部科学省の統計によれば、報告された体罰事件のうち、部活動におけるそれは約40%を占めている。注3)体罰問題をスポーツ場面に限定することなく、包括的に体罰問題を論ずることも可能であろう。しかし、部活動といういわば特殊状況に局限して問題を見るほうが、体罰の問題構造をより鮮明に把握できるアプローチとなりうる。ここでは、部活動における体罰に限定して論ずる。

このような企図に立ち至った背景としては、ひとつには、2012年から2013年にかけて表面化したスポーツ界の一連のパワーハラスメントあるいは体罰事件がある。2012年、桜宮高校のバスケットボール部のキャプテンだった一高校生が自殺した。それは日本社会に衝撃を与え、スポーツとくに部活動における暴力(いわゆる「体罰」)が俄然注目を集めることになった。もちろん以前からスポーツにおける、あるいは

部活動における体罰は問題として捉えられており、本論文で取り上げるように、それにかんする研究論文もある.しかし、この事件を契機として体罰問題はマスコミでも多く報道され、再確認されたのである.こうした事件にたいして、とくに日本体育大学は、「反体罰・反暴力宣言」を公表し、その後体罰にかんする調査研究を継続している.^{注4)} さらに、日本体育学会は、学会の多方面の研究分野を糾合し、体罰廃絶を企図した包括的な研究を公表している.^{注5)} 本論文およびそれに引き続く研究は、この流れに棹をさそうとするものである.

さらに、本研究は、Aaron . L. Miller の <Discourses of Discipline: An Anthropology of</p> Corporal Punishment in Japan's Schools and Sports>(文献 9)に触発されたのである.こ の著作は、これまでの日本のスポーツ研究者に よる体罰研究とは違う方向を打ち出している. つまり、人類学的フィールドワークを踏まえて、 日本における体罰をフーコーの生権力概念を 使って解釈しようとするものであり、さらには、 日本の体罰にかんするさまざまな言説を包括的 にコンステラツィオーン (Konstellation) とし て示そうとしている (とくに、6 Discourses of Power and the Power of Discourse の章). そ れによって、いわば体罰の政治学を構想してい る. それが刺激的であったからである. この著 作にかんしては、本論文でも言及するが、以降 の論文で詳細にわたり批評的に取り上げるつも りである.

現在(2016年11月),体罰問題は、日本のスポーツ諸学会において取り上げられているのとは対照的に、表だってマスコミあるいは学校において中心的テーマとはなっていない.2020年の東京オリンピック招致が成功して以来(2013年9月),日本のスポーツ状況においては、体罰問題をことさらに問うどころではないようである。東京オリンピック・エンブレムの剽窃疑惑、国立競技場にかんする一連の不祥事、つまり、建設費の高騰による当初計画の放棄と新たなコンペ実施、さらに、各種競技場建設費の高騰による見直しの動きなど、マネジメントのずさんさが明るみに出て、その混乱は続

いており, 時期的に最終的決定が迫られている. さらに, スポーツ界では, オリンピックを控えて競技力向上が中心的テーマとなっている. こういう状況であるからこそ, いまひとたび日本のスポーツ界の, あるいは学校教育の一環としてのスポーツ部活動における体罰を問うことは意味あることであると思われる.

本論文は、以上のような背景をもつが、本論 文の目的は、ひとつは、体育学を専攻する仙台 大学生のスポーツ場面における体罰経験の実態 と体罰についての意識や態度を明らかにするこ とである. 具体的には、1) 自分自身が受けた 過去の体罰の経験について当時何を考え現在ど のように評価しているか、2)スポーツ場面一 般における体罰に対してどのような態度を持っ ているか、そして3)そのような態度形成にど のような要因が関わっているかを明らかにする ことが目的となる. ここでは, 性別や競技スポー ツ経験の有無、競技レベル、自身の体罰経験の 有無と体罰に対する意識との関連について検討 した、体罰の実態にかんする調査は、これまで 多くの論文でも取り扱われている. 本論文もそ れに連なるものである.

さらに、仙台大学における調査の結果を同種の他の調査と比較し、それら一連の調査との異同を示し、結果および異同について解釈することを通して、体罰問題を考究してゆく上で、重要な論点を析出することを目的としている。体育系大学の統計を取り上げたのは、一つには、スポーツ関係部活動に属する学生が多いこと、さらに、将来スポーツ部活動の指導者を養成していること、それが理由である。

Ⅱ. 方法

1. 質問紙

「高校のクラブ活動における体罰についての調査」という題の質問紙を作成して使用した. 質問の内容は以下の通りである.

まず,回答者の性別と学年の記入を求めた後, 高校在学中にスポーツの部活動に所属していた かどうかを尋ねた.「所属していた」と回答し た者に対しては, a)競技種目名, b) その競技 種目で参加した最もレベルの高い大会, そして c) 部活動の指導者に体罰を受けた経験の有無 を質問した.

体罰を「受けたことがある」と答えた回答者 には、a) 体罰の頻度、b) 体罰の具体的な内 容, c) 体罰を受けた原因・理由と考えること, d) 体罰を受けた時に感じたこと、e) 体罰を受 けた後の変化(競技活動に対するやる気、競技 力. 指導者との信頼関係. 部内の雰囲気). f) 受けた体罰に対する現時点での評価, そして, g) 現時点でそのように評価する理由について質問 した. これらの質問のうち b) 体罰の内容と g) 現時点での評価の理由の二つは自由記述式回答 の質問とした. 他の質問では回答の選択肢を設 け、一つを選択する形で回答してもらった。ま た, e) 体罰を受けた後の変化についての質問 では、「1. 非常に上がった(向上した、良くなっ た)~5. 非常に下がった(低下した,悪くなっ た) | の5段階の尺度を用いて回答を求めた.

さらに、全回答者に対して、スポーツ指導における体罰の必要性について質問した。ここでは、回答の選択肢として「必要」、「場合によっては必要」、「必要でない」という三つの選択肢を設けた。

最後に、体罰を与える理由を挙げ、個々の理由により体罰を用いることに対する賛否を尋ねた。挙げた理由は以下の通りである:a) 部員がルールを守らない、b) 部員が指導者の指示に従わない、c) 選手が指示通りのプレーをしない、d) 練習や試合で選手がミスを繰返す、e) 部員の競技力が向上しない、f) 部員にやる気がない、g) チームの成績が上がらない、h) 部員との信頼関係がない。回答には「1. 非常に賛成~5. 非常に反対」の5段階の尺度を用いた.

2. 対象者と調査の実施

本調査の対象者は仙台大学の学生である.調査は2015年5月26日~6月3日に実施した.仙台大学の教養関連科目の授業(生物科学,哲学入門,心理学概論)において質問紙を配布し,その場で記入してもらった後回収した.合わせて631名(女子192名,男子439名)から回答を得た.回答者の学年は,1年生303名,2年

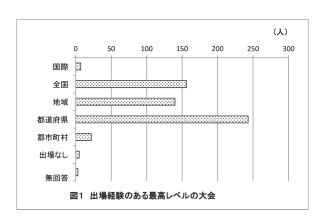
生 119 名, 3 年生 132 名, 4 年生 77 名であった.

Ⅲ. 結果

1. 高校での競技スポーツ経験について

高校での競技スポーツの経験については,576名(91.3%)の回答者が部活動に所属していたと回答した.所属していた部活動の競技種目は31種目にわたったが,最も多かったのが硬式野球で,競技スポーツ経験者の21.7%が硬式野球部に所属していた.次いでサッカー(17.0%),陸上競技(11.1%),バスケットボール(8.9%),バレーボール(5.9%),テニス(5.0%)などが続いた.

高校の部活動で参加した最もレベルの高い大会についての結果を図1に示した.最も多い回答が都道府県大会で243名(42.2%),続いて全国大会が156名(27.1%),関東や東北などの地域大会が140名(24.3%)という結果であった.これら三つの選択肢を合わせると,競技スポーツ経験者の93.6%を占めた.それに対して国際大会経験者は7名(1.2%)とごくわずかであった.



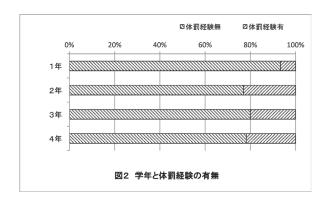
2. 体罰経験について

高校時代に競技スポーツ経験があると回答した者には、そのスポーツ活動の中で指導者から体罰を受けたことがあるかどうかについてたずねた、無回答の5名を除く571名の競技スポーツ経験者の中で83名(14.5%)が体罰を受けた経験があると回答した。回答者の性別と体罰経験の有無との関係をみると、体罰経験者の割

合は男子が 15.9%, 女子が 11.2%で, 男子の割合がやや多かったが, カイ二乗検定の結果, 統計的に有意な差は見られなかった (χ^2 =1.736, df=1, p>.05).

回答者の学年と体罰経験の有無の関係についての結果を図2に示した.2年生から4年生までは体罰経験ありと回答した者の割合が、それぞれ23.0%、20.0%、21.7%と大きな差は見られなかったが、それに対して1年生ではその割合が6.7%と他の学年に比べて低い値を示した.

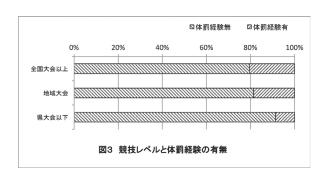
このデータにカイ二乗検定を適用したところ, 回答の割合に有意な差が得られた(χ^2 =25.621, df=3, p<.01). さらに残差分析をしたところ, 1 年生では「なし」という回答の割合が有意に高く, 「あり」という回答の割合が有意に低かった. それに対して, 2年生では反対に, 「なし」の割合が有意に低く, 「あり」の割合が有意に低く, 「あり」の割合が有意に高いという結果になった.



回答者の競技レベルと体罰経験の関係についてみると、まず、出場したことがある最もレベルの高い大会が郡市町村大会あるいは大会出場経験がない者の合計は回答者全体の4.7%と、数は少ないが、これらの回答者では体罰経験者は0名であった。

大会出場経験について、全国大会以上、地域大会、県大会以下の三つのグループに分け、競技レベルと体罰経験の有無の関係を調べた。その結果を図3に示した。全国大会以上出場のグループと地域大会出場のグループでは体罰の経験がある者がある程度多く見られた(それぞれ、20.5%、18.6%)が、県大会以下のグループでは体罰経験者の割合が8.6%と低かった。

ここでもカイ二乗検定を行った結果,回答の割合に有意な差が見られた(χ^2 =14.311, df=2, p<.01). 続いて行った残差分析では,「全国大会出場」以上のレベルのもので,「なし」という回答の割合が有意に低く,「あり」の割合が有意に高い. それに対して「県大会出場」以下の回答者では,反対に「なし」の割合が有意に高く,「あり」の割合が有意に低いという結果が得られた. 全体としては,競技レベルが高いほうが体罰経験の経験者が多いということができる.

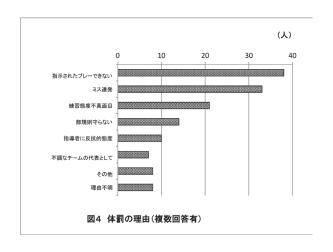


競技別の体罰経験の有無についての結果をみると、競技によって回答者数が大きく異なるので確かな比較が難しいが、柔道、ハンドボール、硬式野球など、体罰経験者の割合が多い競技がいくつか見られる。その中でも柔道での割合は50%ととくに多かった。

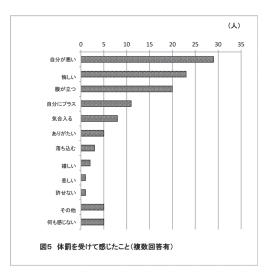
体罰の頻度については、「いつも」が 10 名 (12.0%)、「時々」が 40 名 (48.2%)、そして「たまに」が 33 名 (39.8%) という結果で、日常的に体罰を受けたという回答者はわずかであった。

体罰の内容については、最も多かったのが「(手で、あるいは物で)殴る、叩く」で75名(90.4%)がこの回答を挙げた、次に多かったのが「蹴る」という回答で21名(25.3%)であった。回答の中には「怒鳴る」など、直接身体に危害を加えないものもあったが、回答者の経験した体罰のほとんどが身体的な暴力であることが分かる。

回答者が体罰の理由と考えることについての 結果を図4に示した. 試合や練習でのプレーに 直接関係する「指示されたプレーができない」, 「ミスを連発した」という回答が最も多く、それぞれ38名(45.8%)、33名(39.8%)の回答者がこれらの理由を挙げた.「練習態度が不真面目」(21名,25.3%)、「指導者に反抗的な態度」(10名,12.0%)など自分の態度に関わる理由を挙げた回答者も多く見られた.また「部の規則を守らない」(14名,16.9%)という回答も比較的多かった.

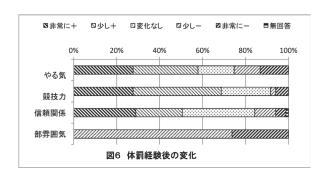


体罰を受けて感じたことにかんする結果を図5に示した.最も多かったのが「自分が悪い」で29名 (34.9%)の回答者がこの回答を挙げた.これに「悔しい」(23名,27.7%),「腹が立つ」(20名,24.1%)が続いた.これに対して,数は多くはないが、「自分にプラスになる」(11名,13.3%)、「気合が入る」(8名,9.6%)、「ありがたい」(5名,6.0%)など,体罰を肯定的にとらえる回答も見られた.

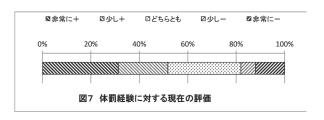


体罰を受けた後での変化にかんする結果を図6に示した. やる気については,望ましい変化を示す回答(「非常に向上した」,「少し向上した」)が合計48名(57.8%)と,望ましくない変化を示す回答(「非常に低下した」,「少し低下した」)の合計21名(25.3%)を大きく上回った. 競技力,指導者との信頼関係についても同様の結果が得られた. 競技力では,「(非常に,あるいは少し)向上した」という回答が合わせて57名(68.7%),「(非常に,あるいは少し)低下した」という回答が42名(50.6%),「(非常に,あるいは少し) 向上した」という回答が42名(50.6%),「(非常に,あるいは少し) 低下した」という回答が12名(14.5%)であった.

それに対して、部の雰囲気については、「変化なし」という回答が32名(38.6%)と最も多かった.「(非常に、あるいは少し)良くなった」という回答、「(非常に、あるいは少し)悪くなった」という回答は、それぞれ27名(32.5%)、24名(28.9%)となり、望ましい変化と望ましくない変化を示す回答が同じくらい得られた.



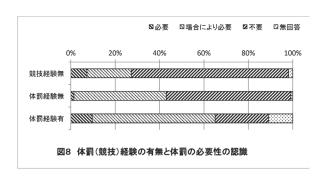
体罰の経験に対する現時点での評価についての結果を図7に示した.「非常に良かった」と「少し良かった」という回答を合わせると43名(51.8%),「どちらともいえない」が25名(30.1%),「非常に悪かった」と「少し悪かった」という回答の合計が15名(18.1%)であった. 肯定的に評価する回答が否定的な評価の回答を大きく上回る結果となった.



3. 体罰に対する態度について

回答者全員に、体罰の必要性についての認識と、理由による体罰に対する賛否を尋ねた.体罰の必要性についての認識については、「必要でない」という回答が最も多く335名(53.1%)であった.「必要」は19名(3.0%)と非常にわずかであったが、「場合によっては必要」と回答した者は263名(41.7%)とある程度多かった.

スポーツ競技経験の有無,体罰経験の有無と体罰の必要性の認識との関係について調べるために,回答者を競技経験のない者(以下,競技無経験者),競技経験があり体罰経験のない者(以下,体罰無経験者),そして競技経験があり体罰経験がある者(以下,体罰経験者)の三つのグループに分け,体罰の必要性の認識を比較した.その結果を図8に示した.



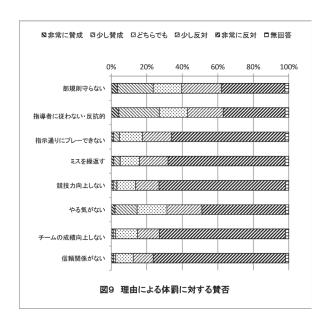
体罰が「必要」という回答はいずれのグループでもわずかであった.それに対して、「場合によって必要」と「不要」という回答の割合はグループによって違いが見られ,競技無経験者のグループでは、これら二つの回答の割合は、それぞれ 20.0%と 70.9% と、体罰は「不要」という回答が大部分でった.体罰無経験者のグループでは、二つの回答の割合は、それぞれ41.6%、56.1%で、「場合によっては必要」とい

う回答が多くなっているが、体罰は「不要」という回答の方が多く見られた。それに対して体罰経験者のグループでは、二つの回答の割合はそれぞれ55.4%、24.1%となり、割合が逆転し、「場合によっては必要」という回答が「不要」という回答を上回る結果となった。

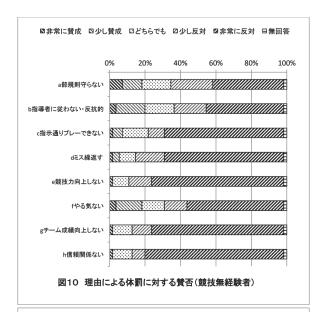
これらのデータから無回答を除いたものにカイ二乗検定を行った。その結果、回答の割合に有意な差が得られた(χ^2 =48.434、df=4、p<.01). さらに残差分析を行ったところ次のような結果がえられた:①競技無経験者では、「場合により必要」という回答が有意に少なく、「不要」という回答が有意に多い、②体罰無経験者では、「必要」が有意に少なく、「不要」が有意に多い、③体罰経験者では、「必要」「場合により必要」が有意に多く、「不要」が有意に少ない。まとめれば、競技経験がある方が、そして、体罰経験がある方が、体罰を必要と考えるものが多いということができる。

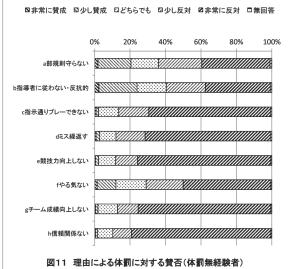
理由による体罰に対する賛否についての結果を図9に示した.この図の中で「非常に賛成」と「少し賛成」、「非常に反対」と「少し反対」の回答をそれぞれ合計して、大まかに「賛成」、「どちらでもない」、「反対」の回答の割合を理由ごとに比較してみると、どの理由においても「反対」が「賛成」を上回った.その中でも「反対」の割合が高かったのが、「信頼関係がない」(85.7%)、「競技力が向上しない」(84.3%)、「チームの成績が向上しない」(83.2%)、「ミスを繰り返す」(82.1%)、「指示通りにプレーできない」(80.3%)などであった.これらの理由で体罰に賛成とした回答の割合はいずれも数パーセントにとどまった.

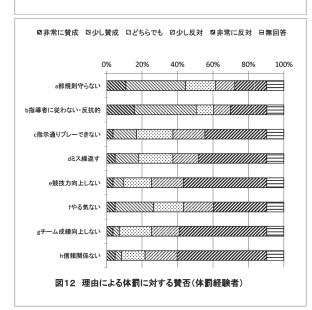
一方、「賛成」の回答が比較的多く見られた理由は、「指導者の指示に従わない」(27.1%)、「部のルールを守らない」(23.6%)、「部員にやる気がない」(14.6%)であった。試合や練習でのプレー自体に関わる理由では体罰に反対する回答が多く、部員の態度等に関わる理由に対しては「非常に賛成」ではないものの「少し賛成」という回答の割合がやや高くなる傾向があるということができる。



競技経験の有無と体罰経験の有無による三つ のグループ別に理由による体罰に対する賛否に ついての結果を図10から図12に示した. 賛成 と反対の割合をグループ間でおおまかに比較す ると、競技無経験者のグループと体罰無経験者 のグループでは、体罰経験者のグループに比べ て全体的に賛成の割合が少なく、反対の割合が 多いということができる。体罰の理由別に見る と、理由による体罰に対する賛否の違いは、競 技経験の有無や体罰経験の有無と関連が強いと はいえない。すなわち、いずれのグループでも 「部の規則を守らない」、「指導者に従わない」、 「やる気がない」など、部員の態度にかかわる 理由で賛成の割合が多く反対の割合が少ない。 それに比べて成績やプレー自体にかかわる理由 では賛成の割合が少なく反対の割合が多いとい う結果である。







三つのグループごとに、「非常に賛成」と「少 し賛成 | 「非常に反対 | と「少し反対 | の回 答をそれぞれまとめ,無回答を除いたデータに カイ二乗検定を適用したところ、すべての理由 について回答の割合に1%水準で有意な差が得 られた (a 部のルールを守らない: χ^2 =34.315; b 指導者の指示に従わない: χ²=34.514; c 指示 通りのプレーをしない: $\chi^2 = 50.487$; d ミスを 繰返す: χ²=51.855; e 競技力が向上しない: χ ²=20.099; f やる気がない: χ²=17.446; g チー ムの成績が上がらない: χ^2 =15.521; h 部員と の信頼関係がない: χ²=18.815. 自由度はいず れも df=4). 続いて残差分析を行ったところ、 すべての理由において、体罰無経験者では、 体罰に「賛成」という回答の割合が有意に低く. 「反対」の割合が有意に高かったのに対して, 体罰経験者では逆に「賛成」の割合が有意に 高く「反対」の割合が低いという結果になった.

Ⅳ. 考察

1. 近年の他調査との比較

以上の結果を他の調査と比較検討する前に,こうした調査に対する注意を喚起しておいたほうが良いだろう. つまり, 体罰にかんする統計については, それらが問題を含むものであるとする論もあるからである. 例えば, Aaron Miller は, 体罰の量にかんする統計が統計上の難点をはじめから抱えていることを指摘している. (文献 9,66頁~67頁)

(1) 文部科学省の調査は、学校当局からの報告に基づいており、それが真正なものであるかどうかは疑わしい。(2) 多くの体罰調査においては、体罰の定義が一定していないか、そもそも定義されていない。(3) 統計によって体罰の場、体罰の実行者についてばらつきがある。(4) the number of taibatsu incidents(体罰事案の数)が統計ごとに大きく異なっている。こうした問題点を上げて、体罰の量的把握から質的把握への転換を促すのである。さらに、(5)「多くの文化でぶたれたと報告する勇気を持つ体罰の犠牲者は少ない」とし、それは日本も例外ではないと考えるほうがよいし、むしろより日

本に当てはまるのではないかと言う. 「日本は, 自制 (restraint) がひとつの徳であると考えら れている社会であり, 多くのひとは, 言わなく ともよいと考えられていることは言わない.」 (文献 9, 67 頁) からである.

統計的調査は、アーロンの指摘する問題点を 持つことについては、十分に意識的でなければ ならないとしても、その実態をある程度把握し、 体罰を受けた人間の意識を探ることは、さまざ まな論点の析出のためにも、一定の意味はあ る。そこで、Aaron Miller の指摘を受けて、本 研究において注意すべきことは、以下の諸点で ある. (1) および (5) の論点は, 統計が常に ある種のバイアスのもとで行われることを示し ている. それについては、調査者は自覚的でな ければならない. とくにいわゆる社会的望まし さバイアス (social desirability bias) の可能性 について考慮される必要があろう. さらに.(2) の体罰の定義についてであるが、本調査におい ても体罰は定義していない. 体罰は無論軽度の ものからひどい暴力そのものにいたるまでさま ざまな段階がある. 具体的な体罰行為あるいは

体罰の要件を示して問うよりも、むしろ、被験者が体罰と自ら解釈していることが重要となってくる. 現在のいじめ問題, あるいはハラスメント問題にしても、それらの定義よりも被害者の意識もまた重大な意味を持つからである. (3)の指摘については、本調査では、高校部活動における指導者からの体罰と限定することによって、ある程度回答していることになろう. (4)の指摘は、以下で統計ごとの差異についても考究することを求めている.

さて、以上の観点を踏まえて、次に、同種の他調査との比較を示す。主に体育系大学あるいは体育専攻の学生を対象とした近年の調査を比較することにする。一番古いもので1996年の調査であり、最も新しいのは2015年である。質問項目の多少の異同はあるにしても、おおよその傾向をつかむことができるであろう。ここでは、紙数の制限もあり、とくに重要であると思われる体罰経験の有無と体罰にたいする価値観を取り上げ、論じてみたい。参照した体罰調査の結果の一覧をまず示す。

表 1 体罰に関する先行研究のまとめと本調査の結果

著者	マシケニケニ	調査実施	対象者		対象とする	体罰経験				
第	発行年	時期	学部・学年	人数	学校・場面	経験者の割合	その時の思い	必要性の認識	その後の変化	
楠本他	1998	1996.11	体育大	706	小学校 - 大学	77.9%	「不満」47%	体罰経験者→肯	関係改善 20%	
			18-22 歳		校内	(内、部活教員に	「納得」36%	定多い	関係悪化 22%	
						よる 54%)		(女子:体罰経験	変化なし 58%	
						(内、中学 62%)		の有無による差		
						(内、高校 46%)		なし)		
								(男子:体罰経験		
								者→肯定多い)		
西坂·	2007	2006	健康・スポーツ	226	高校	28.8%		必要 4.4%	「精神的に強く	
會田			科学科		部活		「自分が悪い」	場合により必要	なった」62.5%	
			2-3 年				73.8%	20.4%	「技術が伸びた」	
							「落ち込む」	不要 57.5%	28.1%	
							54.7%			
高橋・	2007	2006.12	大学生	278	中学校 - 高	25.6%	「自分が悪い」が			
久米田			1-3 年		校		最多	どちらかといえ		
							(中学→否定的評			
							価多い)	必要でない 50.4%		
								(男子、体罰経験		
							価多い)	者→「必要」多い)		
								(部活経験の有		
								無、協議レベル		
								との間で有意な		
								関連なし)		

平田 忠・小松 恵一

著者	発行年	調査実施	対象者		対象とする	体罰経験				
		時期	学部・学年	人数	学校・場面	経験者の割合	その時の思い	必要性の認識	その後の変化	
大澤· 土井	2013	?	教育学部	190	小学校 - 高校 学校生活	43% (男子の方が多 い)		「絶対やらない」 58% 「ある程度必要」 39% (男子→肯定多 い)		
本間他	2013	2013.4	体育大 1年	1424	高校 学校生活	10.8%				
藤田他	2014	2013.4	体育大 1 年	1422	高校 学校生活と 部活	9.7% (内、部活で 75%)				
佐久間	2015	2014.6,12	教職課程専攻	135	小学校 - 大学 校内					
森他	2015	2012.2	体育大 3-4 年	89	高校 部活と保体 授業	18% (競技レベル高い →やや多い)		部分的肯定 44.9% 否定 52.8%		
谷釜他		2015.4	体育大 1-3 年	4205	高校 - 大学 学内と部活	1年:9.3% (内、部活で 69.4%) 2年:5.3% (内、 部活で54.5%) 3年:6.4% (内、 部活で69.5%)		容認:1年9.1%、 2年7.7%、 3年7.7% どちらかといえば 容認:1年18.3%、 2年13.0%、 3年14.9% どちらかといえば 容認:1年20.9%、 2年24.6%、 3年20.5% 否認:1年43.1%、 2年51.7%、 3年54.4%		
平田・小松	2017	2015.7	体育大 1-4 年	631	高校部活	(内、1年6.7%)	「自分が悪い」 34.9% 「悔しい」20.4% 「腹が立つ」 17.7%	必要 3.0% 場合により必要 41.7% 不要 53.1% (競技経験なし、 体罰経験なし→ 「不要」多い)	肯定的変化 57.8% 否定的変化 25.3%	

2. 体罰経験の有無

表1から分かるように、最も低いもので、6%程度であり、最も多い数字は、77.9%である. その数字の開きは大きい. 楠本他の調査は、1996年であり、比較対象のなかではもっとも以前の時期になされている. それも、小学校から大学に至るすべての学校教育にわたって、体罰経験の有無を尋ねているので、数字が大きくなることは予想されうる. 同じく、全学校教育の期間で体罰経験を尋ねた 2013 年の他の調査

(大澤・土井) では 43% と, これも高い数字が 出ている.

高校に限った体罰経験は、楠本他の場合、46%であり、2006年の高橋・久保田の調査では、高校において16.6%、同年の西坂・曾田の調査では、28.8%である。大澤・土井では、数字が記載されていないが、グラフから見る限りでは、15%よりも少ない。2014年の佐久間の調査では、全体では、31.1%であるが、高校に限ってみれば10%以下である。その他の調査では、

高校における体罰経験が10%内外であることを見ると、楠本他の調査の数字が飛び抜けて大きい。

これは何を意味しているのであろうか. コーチによる体罰行使の低下傾向を示すものであろうか. 佐久間は,同一大学における継続的調査の結果として,「体罰体験率は減少傾向を示していると言えよう.」(佐久間,75頁)としている。楠本の調査と同一大学の学生を対象としていると見られる他の2013年以降の調査では(本間他,藤田他,谷釜他),いずれも10%程度あるいはそれ以下の数字となっている。その変化の大きさは,見過ごすことはできない.

断定的に言うことはできないが、一般的に体罰は、最近の風潮として許されないとする傾向が増大している。それがこの劇的な数字の変化に現れているとみることもできる。その変化の重要な契機となった出来事は、2012年から2013年にかけて多発し、マスコミに大きく取り上げられ問題化したスポーツ界における体罰、パワーハラスメント問題である。それが体罰を禁忌とする傾向に拍車を掛けたのであると予想できる。上記の諸調査では、この時期を挟んで、体罰経験の割合は、大きく低下している。その時期における注意喚起が体罰経験の実態上の低下に影響している可能性はある。

しかしまた、次のような可能性も捨てきれない。つまり、調査時点をみれば、体育大学学生の1年生を調査対象とした本間他、藤田他調査は、2013年4月の入学者が対象であり、かれらは高校時代において上記事件を見知っており、そのことが自らの体罰経験を申告することをためらわせることになった可能性である。つまり社会的望ましさバイアスがその傾向を促した可能性である。しかし、これについてはたんなる推測であり、根拠を示すことができない。

谷釜他の調査は、本間他、藤田他と同じ大学の学生を対象として、2015年4月に行われている。その調査における学年別の体罰経験の有無を見ると、2015年4月入学の1年生は、9.3%である。これは大学入学早々であるので、高校における体罰経験を問うている。この数字は、ほとんどその2年前の本間他、藤田他の調査と

変わりない. そこからすると, 体罰は全体として低下傾向にあるにしても, ある一定の水準にあると言えるかもしれない. ^{注6)}

3. 仙台大学学生の体罰経験

本調査における体罰経験の有無にかんする質問は、高校の部活動を対象としている。全学年の平均として、14.5%の学生が男女の別なく体罰を受けているという結果である。それは、2013年以降の別調査の高校時代の体罰経験に比較して、5%ほど高い。さらに、2年生以上では、高校における体罰経験は、約20%である。これは何を意味しているであろうか。

仙台大学の学生は、東日本、とくに東北地方 出身者が多い。それが何らかの要因を形成する ものかどうか判断は難しい。しかし可能性とし ては、体罰を禁忌とする傾向が、地方ではまだ 中央あるいは都会とくらべればそれほど強くな い、ということがあるかもしれない。

さらに、仙台大学では組織だった体罰排除教育は現在行われていない。それが回答に何らかの影響を与えているとも考えられる。つまり、体罰経験を申告することにさほどのためらいを感じなかった可能性である。

また、多少奇異な印象を与えるのは、1年生の体罰経験がことさらに低いということである。2年生以上が約20%の体罰経験を有するのに対して、1年生は6.7%となっている。これはどのように解釈するべきであろうか。

2015年4月の1年生は、2012年から2013年にかけて高校1年生であり、上記体罰問題、その大々的報道によって、上級学年よりも高校時代全般を通して体罰について敏感となっている。また、教師の側もそうした事態から体罰をある程度抑制し、体罰が実態として減少したという可能性がある。

さらに、かれらは、中学校3年の卒業時期に 東日本大震災を経験しており、東北出身者が多数を占めていることを勘案すれば、それが高校 の部活動における体罰の減少と何らかの関係が ある可能性もある。しかし、この数字の意味に ついては、解釈が困難であり、体罰の実態的減 少を意味するのかどうかを確認するためにも継 続的調査をする必要があろう.

総括的に他の調査をも含めて考えれば、その 数字の信憑性についてはさまざまな疑問はある にしても、高校段階で少なくとも1割から2割 程度の生徒が(とくに部活動において)体罰を 受けていると推測される.

4. 体罰に対する態度ならびに評価

これについては、ほとんどの調査が同方向を示している。無条件ではないにしても(「どちらかといえば」、「場合によっては」を含めて)体罰を肯定する者はかなり多く、40%前後存在し、体罰経験者ほどその割合は高くなっているのである。本調査に基づき、この問題に関して論点を提示することにする。

1) 体罰と自己の責任

当時を振り返ってみて、体罰を受けたことにたいして、それは自分の責任であるとする者が、34.9%である。同様の質問項目を持つ他の調査(高橋・久米田、西坂・曾田)においてもそうした反応がもっとも多い。「悔しい」という20.4%の回答の中身は、多くの場合、「悔しさ」が再帰的な感情であり、自分の行為にたいする後悔であることを考慮すれば、これもまた体罰を受けた自分のあり方にかんする感情であると言える。

こうした反応は、体罰の理由による賛否で、部員の態度を理由とする体罰を肯定する割合が高いことと関係している可能性がある。プレーの失敗によって体罰を受けたと回答した学生がもっとも多かったのだが、失敗は故意によるものではなく、如何ともしがたい結果であるという側面がある。そうした失敗にたいして体罰を行うことを学生たちはあまり認めていない。それにたいして、「指導者の指示に従わない」、「部のルールを守らない」、「やる気を出さない」などはすべて、各自の態度に関わるものであり、それは個人として矯正可能であり、そうした場合は体罰を肯定する割合が高くなっているである。

こうした自分を責める精神構造の由来を探る 必要がある. 日本的自我の在り方にそれは関係 しているのであろうか. あるいは日本文化に溯源すべきであろうか. しかし, 安易な文化主義は, Aaron Miller も言うように, 問題のダイナミズムを視界から見失なわせてしまう. つまり, 個人的, 構造的, 制度的な基盤から出来する複雑な現象を単純化してしまうことになる. (文献 9, 126 頁) ある種の持続的現象としての文化が存在することは容認できるとしての文化が存在することは容認できるとしても, それは, 意図的選択あるいは非意図的な政治力学, 権力構造によって形成されたものである. そこにある諸契機のコンステラツィオーン(Konstellation)を示すのでなければならない.

権威主義的な人間関係あるいは権威主義的メンタリティーがそこで大きな役割を果たしているあろうと推測される。下位にある者は、上位にある支配者に服従し、その権威が絶対的であればあるほど、失敗を自己の責任として捉えるよりほかに方途はなくなるのである。また、そこにはグレゴリー・ベイトソン(Gregory Bateson)の言う分裂生成のうち相補的的なもの(complementary schismogenesis)、たとえばサディズムとマゾヒズムの相互依存関係があると言ってもいいように思える。注7)そうした構造の形成力学の解明が体罰問題をより透明にするであろう。しかし、それは次回以降の課題としたい。

2) 体罰の肯定的評価

結果に見る通り、自身の体罰に関してその結果、肯定的な変化を来したとするものが57.8%、調査時点で体罰を受けたことを肯定的に評価している者は、51.8%である.

体罰の経験,非経験を問わず質問した場合,必要あるいはどちらかといえば必要と答えた割合は,仙台大学では44.7%であった.他の調査においても,同様の質問に対して体罰の必要性について肯定的に評価するおおよそ40%となっている.しかも,これもある程度予測可能であるが,体罰経験者のほうが有意にそのように答えているのである.体罰経験のない者は,有意に体罰肯定が低い.

日本体育大学(谷釜他)の調査では,他の調査に比べて,体罰肯定が有意に低くなっている.

1年生では、どちらかといえば容認する者を含めて考えると、27.4%、2年生では、20.7%、3年生では、22.6%である。この数字は他の調査の約2分の1である。1年生よりも上位学年のほうが低いということは、体罰撲滅教育の成果とも考えられる。しかし、この場合も、社会的望ましさバイアスという要因が働いている可能性を排除することはできない。そうは言っても、体罰が排除されるべきだと、建前上であっても考える人間が増えることはある種の成果として認められるだろう。

いずれにしても問題は、2割から4割の体育系大学の学生が体罰に対して肯定的な態度を示していることであり、それが体罰行使の継続性につながっている可能性がある.「暴力行為を伴う指導に耐え、精神的にも技術的にも大きく成長を遂げたからこそ、納得のいく競技成績を残すことができたという選手の成功体験」(西坂他、156頁)が肯定的態度を生み出しているとも言えるであろう.

ただそうした態度を理論的にどのように構造化するかが問題である. 先に触れた支配と服従の権威主義的関係, 非対称的分裂生成の論理がここでも働いていると見ることもできるし, さらには, 認知科学で言う認知的不協和を援用さることもできる. また, ミーメーシスを通した本罰の受容と肯定, さらには, その上でのある首であろう. この身体文化の形成という解釈も可能であろう. このような切り口の位相を明確にし, 構造化することが, 継続する予定の論文で問題とする.

5. まとめ

ここまでの調査研究の比較をまとめると以下のようになろう.

1) スポーツを含む教育場面での体罰の発生 は減少傾向にあり、そこに可能性として 地方による違いが見られる可能性がある ものの、ある一定の水準で起こり続けて いる.減少傾向は、体罰事件への広範な 注目がもたらしたものである可能性があ ると同時に、社会的望ましさバイアスに よる回答の抑制という可能性もまた考え

- られる。体罰事案の減少を確認するため には、継続的調査もまた求められるとこ ろである。
- 2) 他の研究でも示されているように、意識の面で、積極的に善しとしないまでも、スポーツ世界での成功のためには体罰が必要であるという考えが根強く残っている。
- 3) 本調査では、体罰に対する賛否とその必要性の認識のいずれにおいても、競技スポーツ経験者の方が、また体罰経験者の方が体罰をより肯定的に捉えていることが示された.
- 4) スポーツ世界に身を置くことで、また実際に体罰を経験することを通して、どのようなでそのような価値観を獲得するに至るのか、体罰を行使し、あるいは受容する主体の形成について、対人関係の認知心理学や文化人類学等の知見、さらには権力関係を分析する政治学を援用して、体罰状況を把握するための概念枠組みを取り出すことが今後の課題になる。

注

- 注1) 本研究の学生に対する質問紙調査は、仙台大 学倫理審査委員会の承認を得て行われたもの である.
- 注2) 文献の1, 6, 7 ならびに文献9の Apendix 3 (p.190ff) をとくに参照.
- 注3) 文献 4 (106 頁) を参照. 文部科学省の統計は, 後に述べるように,体罰の件数に関して信憑 性は低いが,一応の目安として言及しておく.
- 注4) 日本体育大学ホームページ (http://www.nittai.ac.jp/important/post_143.html)
- 注5) 体育学研究 (2015), 60 巻,「体罰・暴力根 絶のための提案」。そこに掲載された論文 は、インターネット上で読むことができる (https://www.jstage.jst.go.jp/browse/ jjpehss/60/Report/_contents/-char/ja/).
- 注6) それに対して,この調査では2年生以上については,大学生活あるいは大学部活動における体罰経験を問うている.2年生は,5.3%で

- あり、3年生は、6.4%となっている。そこから、 谷釜他は、「2年生と3年生が1年生よりも該 当数が少ないということに関しては、本学が 行っている体罰排除教育による明らかな効果 と考えられる。」と結論しているが、それは信 憑性が強く疑われる。1年生については高校 時代の体罰経験を問うているのであり、2年 生以上は大学おけるそれである。そうすると、 その両者を比較して数字の低下を成果として 意味づけることは、別組織における経験を尋 ねている以上、ほとんど不可能である。むしろ、 問題は大学においても5%程度の体罰がなお も行われているという事実であろう。
- 注7) この論点については、Gregory Batesonの文化人類学研究(Naven Stanford University (1958))によって得られた知見、さらにそれを展開したSteps to an Ecology of Mind, University of Chicago Press をとくに参照する必要があるが、重要なのは、固定的な役割関係に基づく相互行為ではなく、役割の生成と変化を扱っているという点にある。

参照文献

- 1) 荒川麻里 (2002) ドイツにおける親の体罰禁止 の法制化 – 「親権条項改正法」(1979年)から「教 育における暴力追放に関する法律」(2000年)ま で – . 教育制度研究紀要,3巻:11頁~26頁.
- 2) 藤田圭一他 (2014) 体罰・暴力における体育専 攻学生の意識と実態. 日本体育大学紀要, 44 巻 1号: 21頁~32頁.
- 3) 長谷川誠(2016) 学校運動部活動における「体罰」 問題にかんする研究: 体罰を肯定する意識に注 目して. 神戸松蔭女子学院大学研究紀要, 人間 科学部篇, 5巻: 21 頁~34 頁.
- 4) 平井祐太 (2013) 体罰実態調査の在り方を考える-桜宮高校体罰事案から学ぶもの-. 立法と調査, 347巻:102頁~111頁.
- 5) 本間悠介他(2013) 体罰・暴力における体育専 攻学生の意識と実態. 日本応用心理学会大会発 表論文集,80号:130頁.
- 6) 片山紀子 (2015) アメリカに見る規律形成の今日的動向 体罰をめぐる議論を通して . 京都教育大学紀要, 126巻:13頁~24頁.

- 7) 片山紀子 (2015) アメリカの学校における体罰 の衰退. 体育科教育学研究, 30巻 (1):57頁~ 62頁.
- 8) 楠本恭久他 (1998) 体育専攻学生の体罰意識に 関する基礎的研究 - 被体罰経験の調査から - . 日本体育大学紀要, 28 巻 1 号:7 頁~15 頁.
- Miller, Aaron L.(2013) Discourses of Descipline An Anthoropology of Corporal Punishment in Japna's Schools and Sports. California University Press.
- 10) 森克己他 (2015) 我が国におけるスポーツ指導者による子どもに対する虐待及び体罰の現状と子ども保護制度の必要性. 鹿屋体育大学学術研究紀要,50号:17頁~24頁.
- 11) 西坂珠美, 會田宏 (2007) 高等学校のクラブ活動における指導者の暴力行為. 武庫川女子大紀要, 55巻:149頁~157頁.
- 12) 大澤安貴子, 土井進 (2013) 大学生の体罰・セクハラに対する意識調査. 信州大学教育学部研究論集, 6号:189頁~197頁.
- 13) Pate, Matthew and Gould, Laurie A. (2012) Corporal Punishment around the World. Praeger, California.
- 14) 佐久間正夫(2015) 琉球大学の教職課程で学ぶ 学生の「体罰」に関する意識について(3). 琉 球大学教育学部教育実践総合センター紀要,22 号:73頁~86頁.
- 15) 坂本秀夫 (1995) 体罰の研究. 三一書房.
- 16) 坂本拓弥 (2011) 運動部活動における身体性 体罰の継続性に着目して . 体育・スポーツ哲学研究, 33 巻 2 号:63 頁~73 頁.
- 17) Scott, George (1938) The History of Corporal Punishment -A Survey of Flagellation in its Hitorical Anthropological and Sociological Aspects. London.
- 18) 高橋豪仁, 久米田恵 (2008) 学校運動部活動に おける体罰に関する調査研究. 教育実践センター 研究紀要, 17 号: 161 頁~ 170 頁.
- 19) 谷釜了正他 (2016) 日本体育大学における体罰 経験の実態と変容 - 学年による比較分析 - . 日 本体育大学紀要, 46巻1号:77頁~90頁.

2016年11月30日受付2017年2月1日受理